

## 釧路市駐車場条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第239号

### (趣旨)

第1条 この規則は、釧路市駐車場条例(平成17年釧路市条例第216号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (休日)

第2条 条例第3条第3項に規定する休日は、無休とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### (駐車場の料金)

第3条 条例第5条第1項の規定による駐車場の料金は、別表第1のとおりとする。

### (回数駐車券)

第4条 条例第5条第2項の規定による回数駐車券の種類及び料金は、別表第2のとおりとする。

### (プリペイド駐車券)

第5条 条例第5条第3項の規定によるプリペイド駐車券の種類及び料金は、別表第3のとおりとする。

### (定期駐車券)

第6条 条例第5条第4項の規定による定期駐車券の種類及び料金は、別表第4のとおりとする。

(定期駐車券使用の条件)

第7条 定期駐車券により駐車できる自動車及び駐車場は、当該定期駐車券に記載された自動車及び駐車場に限るものとする。

- 2 定期駐車券により駐車できる時間であっても、駐車場が満車のとき又は駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるときは、駐車させないことができる。

(定期駐車券の購入方法)

第8条 定期駐車券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 継続して定期駐車券を購入しようとする場合は、市長が特に必要と認めるときを除き、有効期間中の定期駐車券の提出を前項の規定による申込書の提出とみなして取り扱うものとする。

(定期駐車券の書替等)

第9条 定期駐車券に記載された自動車を変更したとき又は定期駐車券を汚損し、若しくは損傷し記載事項が不明となったときは、書換えを受けなければこれを使用することができない。

- 2 定期駐車券は、再発行しない。

(駐車場の使用手続等)

第10条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場の入り口において駐車場整理券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車券による場合にあっては、定期駐車券の提示をもって足りるものとする。

- 2 駐車場の使用を終わった者は、駐車場の出口において駐車場整理券を提出し、駐車時間に対応する料金を現金、プリペイド駐車券又は回数駐車券により納めなければならない。ただし、定期駐車券による場合にあっては、定期駐車券の提示をもって足りるものとする。

- 3 前項の駐車時間は、入場の申出を受けた時刻から出場の申出を受けた時刻までとする。
- 4 駐車場使用者が、第1項の規定により交付を受けた駐車場整理券を滅失し、又は破損した場合は、自動車を出場させることにつき正当な権限を有することを証明して、駐車場整理券の再交付を受けなければならない。

(附帯施設の使用許可)

第11条 条例第13条第1項の規定による申請は、附帯施設使用承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて、使用しようとする日の1か月前までに行わなければならない。

- 2 市長は、特別な理由があると認めたときは、前項に規定する期間にかかわらず、申請を受け付けることができる。
- 3 市長は、附帯施設の使用を許可したときは、附帯施設使用許可書を交付するものとする。
- 4 附帯施設の使用の許可を受けた者が、当該承認に係る附帯施設の使用を終了しようとするときは、終了しようとする日の1か月前までに市長に届け出なければならない。
- 5 附帯施設の使用を許可する期間は、1年とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、附帯施設の管理運営上支障がないと認めたときは、使用の許可を更新することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

(附帯施設の使用承認の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、附帯施設の使用を許可しない。

- (1) 破産者で復権を得ていない者
- (2) 禁錮こ以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わった日又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者

- (3) 附帯施設の使用の許可の取消しを受け、その取消しの日から3年を経過していない者
- (4) 附帯施設において、次に掲げる行為を行おうとする者
  - ア 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体及び公職の候補者のための政治活動
  - イ 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する目的のための活動
  - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業
  - エ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められる行為
- (5) その他附帯施設の管理運営上不適當と認められる者

(附帯施設の使用料)

第13条 条例第15条第1項の規定による附帯施設の使用料は、別表第5のとおりとする。

2 附帯施設の使用料は、月払とし、市長の指定する日までに納入しなければならない。

(附帯施設使用の保証金)

第14条 条例第16条第1項の保証金は、市長の指定する日までに納入しなければならない。

(附帯施設の原状回復)

第15条 附帯施設の利用者は、附帯施設の使用を終了したとき、又は条例第17条の規定により附帯施設の使用の許可が取り消されたときは、直ちに当該附帯施設を原状に復して返還しなければならない。

2 市長は、附帯施設の利用者が前項の義務を履行しないときは、これを代

行し、それに要した費用を附帯施設の使用者から徴収する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市駐車場条例施行規則(昭和49年釧路市規則第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 附 則(平成18年3月24日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の釧路市駐車場条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の有効期間に係る定期駐車券の料金に適用し、施行日前までの有効期間に係る定期駐車券の料金については、なお従前の例による。

3 施行日前において、改正前の釧路市駐車場条例施行規則の規定に基づき発行された釧路河畔駐車場に係る定期駐車券のうち、その有効期間の満了することとされた日が施行日以後の日と定められたものの当該施行日以後に係る料金については、改正後の規則の規定に基づき算定した定期駐車券の料金との差額を施行日以後において還付する。

4 前項の規定による還付を受けようとする者は、有効期間の満了することとされた日が施行日以後の日と定められた定期駐車券を添えて市長に申請しなければならない。

別表第1(第3条関係)

## 駐車場の料金

駐車時間帯	駐車時間	料金
午前8時から午後10時まで	30分まで	100円
	30分を超え1時間まで	210円
	1時間を超え1時間30分まで	310円
	1時間30分を超え2時間まで	420円
	2時間を超え2時間30分まで	520円
	2時間30分を超え3時間まで	630円
	3時間を超え3時間30分まで	730円
	3時間30分を超え4時間まで	840円
	4時間を超え4時間30分まで	940円
	4時間30分を超え5時間まで	1,050円
	5時間を超え5時間30分まで	1,150円
	5時間30分を超え6時間まで	1,260円
	6時間を超え6時間30分まで	1,360円
	6時間30分を超え7時間まで	1,470円
	7時間を超え14時間まで	1,570円
午後10時から翌日の午前8時まで	1時間まで	100円
	1時間を超え2時間まで	210円
	2時間を超え3時間まで	310円
	3時間を超え4時間まで	420円
	4時間を超え5時間まで	520円
	5時間を超え6時間まで	630円
	6時間を超え7時間まで	730円
	7時間を超え8時間まで	840円
	8時間を超え9時間まで	940円
	9時間を超え10時間まで	1,050円

## 備考

- 1 上記料金が24時間ごとに1,570円を超えるときは、1,570円とする。
- 2 条例第4条ただし書に規定する自動車の料金については、この表の規定による料金の2倍の額とする。ただし、その額が24時間ごとに3,140円を超えるときは、3,140円とする。

## 別表第2(第4条関係)

### 回数駐車券の種類及び料金

種類		券面額	つづり枚数	料金
100円	11枚			1,000円
	1,150枚			100,000円
	12,000枚			1,000,000円
500円	11枚			5,000円
	230枚			100,000円
	2,400枚			1,000,000円

## 別表第3(第5条関係)

### プリペイド駐車券の種類及び料金

種類	料金
3,600円券	3,000円

## 別表第4(第6条関係)

### 定期駐車場の種類及び料金

種類	昼日	夜間	全日
	午前8時から午後8時	午後4時から翌日の	午前0時から午後12

	まで	午前9時まで	時まで
料金(1か月)	10,500円	8,400円	12,600円

#### 備考

- 1 定期駐車券は、各月分を発行するものとし、その有効期間は、その月の初日から月の末日までとする。ただし、月の途中において発行した定期駐車券の有効期間は、当該発行した日から当該月の末日までとする。
- 2 前項ただし書の場合における定期駐車券の料金は、当該月の翌月の定期駐車券を併せて購入する場合に限り、当該発行した日から当該月の末日までの日数及び種類に応じ、次の表に掲げる額とする。

日数\種類	昼日	夜間	全日
	午前8時から午後8時まで	午後4時から翌日の午前9時まで	午前0時から午後12時まで
1日	420円	310円	420円
2日	840円	630円	840円
3日	1,260円	940円	1,260円
4日	1,680円	1,260円	1,680円
5日	2,100円	1,570円	2,100円
6日	2,520円	1,890円	2,520円
7日	2,940円	2,200円	2,940円
8日	3,360円	2,520円	3,360円
9日	3,780円	2,830円	3,780円
10日	4,200円	3,150円	4,200円
11日	4,620円	3,460円	4,620円
12日	5,040円	3,780円	5,040円
13日	5,460円	4,090円	5,460円
14日	5,880円	4,410円	5,880円
15日	6,300円	4,720円	6,300円

16日	6,720円	5,040円	6,720円
17日	7,140円	5,350円	7,140円
18日	7,560円	5,670円	7,560円
19日	7,980円	5,980円	7,980円
20日	8,400円	6,300円	8,400円
21日	8,820円	6,610円	8,820円
22日	9,240円	6,930円	9,240円
23日	9,660円	7,240円	9,660円
24日	10,080円	7,560円	10,080円
25日	10,500円	7,870円	10,500円
26日	10,500円	8,190円	10,920円
27日	10,500円	8,400円	11,340円
28日	10,500円	8,400円	11,760円
29日	10,500円	8,400円	12,180円
30日	10,500円	8,400円	12,600円

## 別表第5(第13条関係)

### 附帯施設の使用料

駐車場	種類	使用料(1平方メートル、1か月)
釧路錦町駐車場	店舗	2,730円
	事務所	2,100円

### 備考

- 1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り上げた面積とする。
- 2 使用月数に1か月未満の端数があるときは、日割りにより算定するも

のとする。